

平成23年第3回教育委員会臨時会記録

平成23年5月30日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年5月30日(月) 午前11時30分～午前11時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均
教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進
教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務包括指導主事 白石 高士
教育改革推進課長 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治
学務課長 日暮 修通 社会教育課長 植田 敏郎
済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 田中 稔
中央図書館長 本橋 正敏

事務局職員 法規担当係長 佐野 太一 担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第51号 東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等の特例に関する規則

議案第52号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

目 次

議事録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第51号 東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤務時間、 休日、休暇等の特例に関する規則	3
議案第52号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4

委員長 ただいまから平成23年第3回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が2件となっております。

日程第2、議案第52号の議案は、平成23年第2回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第13条により、議案第52号の議案の審議を非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がないようですので、議案第52号につきましては、非公開といたします。

それでは議案の審議に入ります。日程第1、議案第51号「東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等の特例に関する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第51号につきまして、ご説明を申し上げます。

東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、先般、幼稚園教育職員のボランティア休暇の特例について定めたところがございます。今般、東京都が同様に特例を定めることとなりました。このことに伴い、学校教育職員につきましても、ボランティア休暇の特例を設けるため、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定めるボランティア休暇の規定を読み替える規則を定めるものです。

読替表をご覧くださいと思います。

下段の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の第34条に規定されてございます、ボランティア休暇について、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合におけるボランティア休暇の適用について規定をしてございます。

まず、休暇の上限日数については、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された東京都を除く市町村の区域内における活動を行う場合にあつて、7日といたしてございます。

次に、対象の地域として、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域としてございます。

また、第37条の2において、1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等について、通常のボランティア休暇と同様に適用されるものとしてございます。

最後に施行期日ですが、6月1日から施行することとしてございます。

また、本規則による特例は、本年12月31日まで適用とすることから、同日限り、その効力を失うこととなります。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

宮坂委員 よろしいですか。杉並区では組織的なボランティア活動、学校単位とかあるいは、地域単位とかございますか。

庶務課長 具体的にはですね、先日、阿佐ヶ谷中学校の生徒が、義援金を募集する活動をですね、これは生徒からの申し出によって、阿佐ヶ谷駅前で2時間ほど行いまして、20数万円の寄付を集めたという事例がございました。その他、各学校で主体的に児童・生徒が募金活動をして、多額の寄付金を教育委員会にお持ちになってございます。

宮坂委員 地域や先生がある程度かたまって、現地に救助活動に向かうという例はあるんですか。

庶務課長 そういう例は聞いてございません。

委員長 それでは原案どおり可決しても、意義はありませんでしょうか。

それでは、異議がありませんので、議案第51号は原案どおり可決いたします。

それでは、冒頭にお諮りしたとおり、これからの審議を非公開といたします。よろしくお願いいたします。それではいいですか。

庶務課長 はい。大丈夫です。

委員長 それでは日程第2、議案第52号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第52号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年12月に、仕事と育児の両立を図り得るような勤務環境を整備するため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されまして、一定の一般職の非常勤職員につきまして、育児休業を取得することができるようにする等の制度の見直しが行われました。このことに伴いまして、法の規定により条例で定めることとされています事項につきまして、改める等の必要があります。本条例は、学校教育職員及び幼稚園教育職員にも適用されることから、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表の1ページをご覧ください。

改正の第1点でございますが、第2条に、第3号として、育児休業をすることができない非常勤職員に係る規定を加えるものです。育児休業ができる非常勤職員は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上で、養育する子の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれる等の職員などとし、その他の非常勤職員は対象外となります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

改正の第2点でございますが、第2条の2としまして、非常勤職員の育児休業の期間の末日

を定める規定を加えるものです。非常勤職員の育児休業は、養育の事情に応じまして、原則、1歳到達日までとし、特例として、子の養育の事情に応じて、1歳2か月に達する日まで、又は1歳6か月に達する日まで取得することができます。

新旧対象表の7ページをご覧ください。

改正の第3点でございますが、第3条に、第6号及び第7号として、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定める規定を加えるものです。任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新に伴って引き続き育児休業をしようとする等の場合には、再度、取得することができます。

最後に、施行期日ですが、平成23年7月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

これはあの、あまり例がないと思いますけれども、もしもですね、1才未満の子を養子にしたらどうなりますか。

庶務課長 養子の場合も適用になります。

委員長 養子の場合も適用になる。それでは、他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは議案第52号、原案のとおり可決してもよろしゅうございますか。

異議がございませんので、議案第52号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かございますか。

庶務課長 特にございません。

委員長 それでは、これで本日の臨時会を閉じます。どうもありがとうございました。